

新入学学用品費の入学前支給のご案内

長岡京市では令和8年度に小学校に入学されるお子さまがいらっしゃるご家庭で、経済的に困りの保護者を対象に、新入学のための学用品等の購入補助費用を入学前に支給します。

1. 入学前支給の対象となる方(以下の要件すべてに該当する方)

- ・令和8年4月に新1年生として長岡京市立の小学校に入学予定のお子さまの保護者
- ・令和7年12月1日現在、長岡京市就学援助制度の認定基準で「準要保護」の基準に該当する方
- ・令和7年12月1日現在、長岡京市に住民票のあるお子さまの保護者
- ・期限内に不備なく申請書を提出した方

※生活保護受給中の方は、生活保護から入学準備金が支給されるので、本制度では支給対象外です。

※審査の結果、就学援助を受けられない場合があります。

2. 援助の内容

項目	支給日(予定)	支給額		支給方法
新入学 学用品費	3月 中旬~下旬	新小学1年生	57,060円 (令和7年度実績)	原則、申請保護者の 口座へ振り込み

3. 申請方法

LINE（紙での申請を希望される場合は、学校教育課へご連絡ください。）

受付期間: 11月14日(金)から12月15日(月)まで(厳守)

紙申請の場合、土・日曜日、祝日や時間外は受付できません。

※郵送の場合は お電話又はメールにて その旨ご連絡ください(郵送先は末尾)

※就学時健康診断会場、入学予定の学校では受付できませんのでご注意ください。

右記 QR コードを読み込み、LINE の長岡京市公式
アカウントから申請してください。

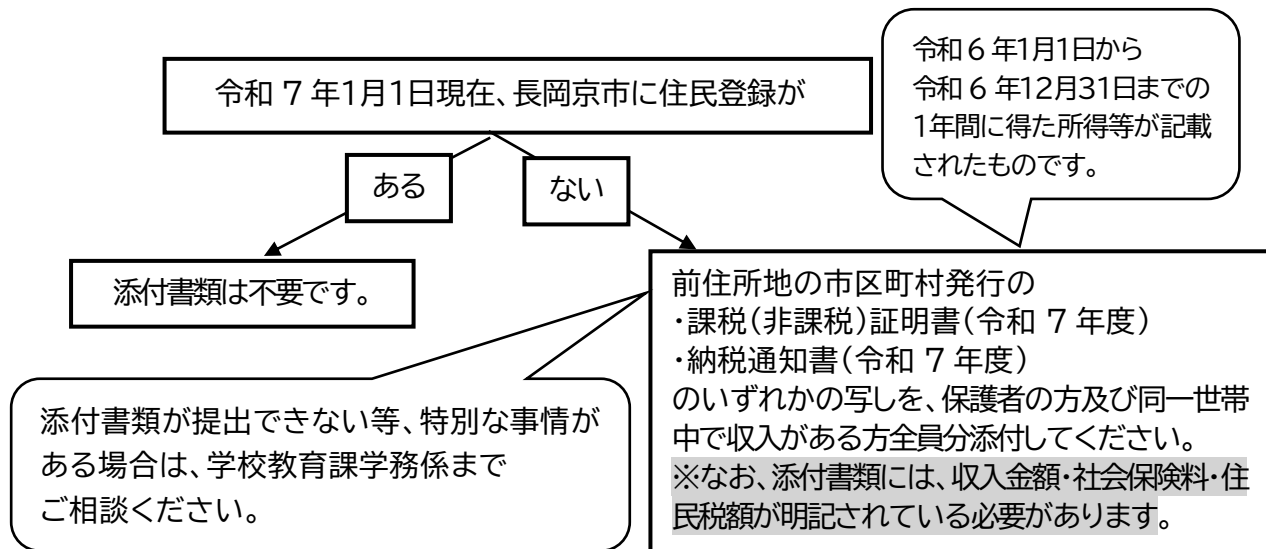
(振込先口座がわかるものと、必要書類をご準備
ください。)

4. 必要書類

裏面フローに沿って添付資料をご準備ください。



申請用 QR コード



5. ご注意ください

- 今回、期日までに申請がない場合は入学前支給の対象にはなりませんが、入学後 4月 24 日(金)までに申請いただき、認定となった場合は、5月末に新入学学用品費を支給します。また、未申告で不認定となった場合も、上記の期限までに申告を済ませたうえで、再度申請いただくと認定になる可能性があります。
- 今回認定され、入学前支給を受けた方で、入学後就学援助制度をそのまま希望される場合は、再度の申請は不要です。
- 審査の結果、就学援助を受けられない場合があります。
- 認定・不認定とも、結果は1月末に通知する予定です。通知が届かない場合は、学校教育課にお問い合わせください。
- 新1年生として複数の児童が入学される場合は、それぞれ申請が必要です。
- 新中学1年生へは在籍する小学校よりご案内します。

《参照する課税年度の切り替わりについて》

- 入学前支給申請時点では令和 7 年度の住民税課税状況(令和 6 年分所得等)を基に審査を行います。「収入額超過」により不認定となった場合でも、課税年度が切り替わる6月に再度申請していただきますと、新年度の課税状況等を基に審査し、認定となる場合があります。

(参考)令和7年度住民税は令和6年1月1日から同年12月31日の収入額を基に算定されています。

7. お問い合わせ・郵送先

長岡京市教育委員会 学校教育課 学務係 (市役所旧庁舎(北棟)3階)

〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号

TEL:075-955-9544(直通) Email:gakkoukyouiku@city.nagaokakyo.lg.jp

申請内容や添付書類に不備がある場合は、認定ができません。

また、税申告をされていない場合は不認定になりますのでご注意ください。